

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1030））

2. 日時：平成30年6月12日 ①16時00分～18時00分

②20時30分～21時40分

3. 場所：①原子力規制庁 13階C会議室

②原子力規制庁 8階北実用炉審査部門横会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、

角谷安全審査官、穂藤安全審査官、宇田川原子力規制専門職

事業者：

日本原子力発電株式会社：石坂常務執行役員 発電管理室長

他16名

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成30年5月31日付けで補正が提出された東海第二発電所設置変更許可申請と審査資料との不整合について本日の提出資料を用いて説明があった。

（2）原子力規制庁から、提出資料のうち手書きされた記載の主旨を確認したところ、日本原子力発電から、社内におけるチェックに用いた内部資料であり、提出資料に含めたことは不適切だったと謝罪があった。

（3）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

- 必要な記載を今回の補正で削除していた箇所について、その原因が説明になっていない。原因を調査し、同様のことが起こらないことが担保される措置を実施した上で申請書及び審査資料を提示すること。
- 修正が必要と判断した記載について、記載の正誤の説明しかないので、これまでの説明内容との差異や何を間違えたのかという観点で整理して提示すること。
- このヒアリングにおいては、イ）記載の修正理由を確認しても回答がない、ロ）補足説明資料に抜けがある、ハ）補足説明資料に事業者の内部資料が含まれているなど、そもそもヒアリングに臨む体制及び資料が全く整っていない。社内のチェック体制を含めて改善すること。

（4）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の補正書（第2回）の記載内容について
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請の補正書（第2回）及び審査資料における記載内容について